

香芝市告示第123号

次の書類について、その送達を受けるべき者の住所等が明らかでないため、
国民健康保険法第78条及び地方税法第20条の2第2項の規定により公示送
達する。なお、当該書類は、当市保険料収納課で保管し、送達を受けるべき者
から交付の申出があればいつでも交付する。

また、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算
して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

令和6年10月23日

香芝市長 三橋和史

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

(1) 住所 略

(2) 氏名 略

2 送達する書類

(1) 差押調書（謄本）

(2) 配当計算書（謄本）